

身体拘束について

特定非営利活動法人

ほっとあい

【身体拘束の禁止規定】

サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない

【対象となる具体的な行為】

- ・ 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ・ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ・ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ・ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ・ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ・ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる
- ・ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・ 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する

【身体拘束がもたらす多くの弊害】

〈身体的弊害〉

- ・ 関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害
- ・ 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下など、内的弊害
- ・ 転倒や転倒事故、窒息などの大事故を発生させる危険性

〈精神的弊害〉

- ・ 不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
- ・ 家族に与える精神的苦痛、罪悪感や後悔
- ・ 看護、介護スタッフが誇りを失い、士気が低下する

〈社会的弊害〉

- ・ 看護、介護スタッフ自身の士気の低下を招く

- ・ 介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすおそれがある
- ・ 身体的拘束による高齢者の心身機能の低下は、その人の QOL を低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響をもたらす

【やむを得ず拘束を行う場合】

「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限ります

「切迫性」利用者本人または他の利用者等の生命または、身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

「非代替性」身体的拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

「一時性」身体的拘束、その他の行動制限が一時的なものであること

※これら3要件であることをチームで検討、確認し、記録しておく

【拘束を行う場合の記録】

- ・ 「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」等を用いる（別紙）
- ・ 日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を加える

※これらの手続きは、あくまでも拘束を廃止するための仕組みであることに留意する

当事業所（ほっとあい）では・・・

当事業所でも、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わないようにする

どうしてもやむを得ない場合は、介護事故防止委員会（サービス部門委員会）で検討、確認した上で、危機管理委員会の承認を得て、家族に報告し、書面（別紙）にて同意を得ることとする